

インタビュー



かわもと みずき
川本 瑞紀 さん

弁護士、性暴力救援センター（SARC東京）理事・協力
弁護士

7月13日、性犯罪規定を見直した改正刑法が施行されました。2017（平成29）年の改正に続き、実態に則した大きな動きとなるものです。これまで立証が難しいといわれてきた性暴力に関する犯罪が司法の場でどう変わるのか。長年に渡り、弁護士として性暴力被害者への支援を続ける川本瑞紀さんにお話を伺いました。

（インタビュアー：町 亞聖（まち あせい）：日本テレビアナウンサー、同報道局記者、キャスターを経て、フリーに。医療と介護を生涯のテーマに取材、啓発活動を続けている。）



性暴力の被害者が

魂を取り戻すために

町 「魂の殺人」ともいわれる性犯罪に弁護士として様々なケースに向き合ってきたと思いますが、性犯罪や性暴力の背景や実態はどのようなものでしょう。

川本 性犯罪などの被害は大人、中高生、小学生など、ケースによって違ってきます。私が対応できるのは基本的に強制性交等罪と準強制性交等罪*1の刑法犯が中心です。法律の根拠がないと何もできません。性犯罪や性暴力のワンストップセンターであるSARC東京の協力弁護士も務めていますが、性犯罪の構成要件に当たらない方からの相談も数多く寄せられます。被害を訴える方が受けた心の傷が大きいのは、見たら分かります。ですが、申し訳ないけれど刑法が被害実態を反映していないという理由で「弁護士としてできることはない」というケースが一番多いというのが現状です。

町 被害を受けた人にとっては構成要件に当たらないと線を引かれてしまうのは納得がいけないと思います。そんな中でどういう対応をしているのでしょうか。

川本 被害者が言っていることを全て立証しても刑法犯に該当しない場合もありますが、本人が言っていることを上手く伝えること

川本 瑞紀 さん

2008（平成20）年、弁護士登録。第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会・委員をはじめ、犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員、性暴力救援センター・東京（SARC東京）理事・協力弁護士、NPO法人mimosas監修等、多方面で活動をしている。

さえできれば立件できそうなケースと、何か足りない証拠があって、そこにアクセスできれば立件可能なケースがあります。

町 被害に遭った人が冷静に状況を説明できないのは想像ができます。その際にはどのようなサポートをするのでしょうか。

川本 被害者は皆急性ストレス障害かPTSDを発症しています。大きな精神的ショックを受けた後に重要な情報や記憶を思い出せなくなる「解離」の状態です。普段はその時のことを忘れているのに、話せる状態になった時に、鮮明に思い出し、今まさに目の前に起こっていることのように話したりする。この解離は異常な事態に対する正常な反応であり、被害者の証言が不合理だから事件として立件できないわけではありません。

町 弁護士役割は、被害者の訴えを立証として十分なものに整理していくということでしょうか。
川本 その通りです。被害者の証言は最も重要な証拠になります。そしてその証拠の信用性を担保する形で、足りない部分を根拠ある言葉でつなげて、何とか被害者の望む形にもっていくという仕事です。

町 性被害・性犯罪の弁護をす

るきっかけは。

川本 もともと犯罪被害者の問題に関心があり、その流れですね。女性弁護士の数は全体の2割程度です。犯罪被害を担当する弁護士は決して多くなく、さらに女性ということで性犯罪の被害者からの依頼が多いと思われれます。

●立証の難しさ

町 20年程前、私は報道局社会部の記者でしたが、当時は法廷に遺影を持ち込むことさえ禁じられるなど犯罪被害者は「蚊帳の外」でした。犯罪被害者等基本法が2005（平成17）年に施行され、刑事裁判への被害者参加制度は2008（平成20）年からですね。

川本 被害者参加が始まった当時、私は新人弁護士でした。当時は前例もなく、自分でプランを立てて、それが不合理なものでなければそのプランに沿って周りも動いてくれました。新人の意見も通りやすく、混沌とした中で方針を作り上げることには弁護士としての喜びを感じました。また性犯罪被害や心の傷については正面から取り組まれておらず、検察官の論告や裁判所の判決文でも表現がまちまちでした。

町 正確に証言することが難し

い性犯罪被害者の負担はかなり大きいのではないのでしょうか。

川本 私の事務所は宣伝をしていませんが、それでもここにたどり着く被害者は刑事事件化して処罰したいという強い気持ちでいます。それでも、相談に来た当初はすーっと冷たい感じで表情もありません。凄惨な事件の話をしているにも関わらず表情も動きませんし、涙だけが一つと流れ落ちる。怒りと自分の認識が他人事のようににばらばらのところにあるのです。本当に自分の身に起きたことなんだろうかと現実感を持ってない人もいます。そういう状態から始まり警察に被害届を出し、起訴して裁判まで行くと、みんなが自分を被害者として扱ってくれている。そのプロセスの中で「自分が言っていること、感じていること、見聞きしたことは本当なんだ」と本人も分かってくるのだと思います。

町 「解離」の状態から解放されるということでしょうか。

川本 被害者参加制度で法廷に入る時は、プライバシーを守るために被告人や傍聴人との間に衝立を置きます。その遮蔽に私も一緒に入るのですが、感情があふれ泣き始めたり、怒り始めたりと、それの人に表情が戻る時がある。それ

* 1) 2023（令和5）年6月16日に成立し7月13日に施行された改正刑法で、「強制的性交罪」と「準強制的性交罪」が統合され「不同意性交罪」に改称されている。

※本インタビューは、法施行前の6月に実施。

が本当に美しい。過酷な体験をして人形のように無表情になっていた人に魂が戻る。とても感動する瞬間であり、私が性被害の支援に関わる理由だと思っています。

町 被害者が自分を取り戻す瞬間に立ち会えること、それが弁護士としてのやり甲斐であると。

川本 そうですね。人間が持つ根源的な強さや生命が持つものの気高さを目の当たりにすることで、自分はこんな尊い仕事に関わらせてもらっていると、本当に何度も立ち会っています。そのたびに初めて見るぐらい感動します。

●社会的要請の高まり

町 2017（平成29）年に性犯罪に関する刑法が115年ぶりに改正されましたが、実態に即していないと見直しを求める声が高まり、先日改正¹が行われました。

川本 そもそも100年以上前の法律が現代社会に合っているわけがありません。これまで児童福祉法などができたり、条例でカバーしたり、あとリベンジポルノなど、場当たりに法律ができていく状態です。事件が起こるたびに法律を建て増ししているようなもので、とても分かりにくくなっているのが性犯罪に関する法律です。

前回の改正では、女性に限られていた強制性交等罪の被害者に男性も加えられ、男子の被害を訴えてくる親御さんが増えました。今回の改正は、被害を訴えてくる人の実情から考えると十分とは言えませんが、今回を逃すと115年前のまま。ですので、ベストを目指してゼロになるより、ベターの中で一歩でも、0・1ミリでも進むために、とにかく成立してほしいというのが私の願いでした。

町 #MeToo運動を受け日本でもようやく性暴力被害者が声を上げ始めた印象が強いのですが、いまだに泣き寝入りするケースも少なくないのでしょうか。

川本 被害申告しても無理だと思ってしまう、刑法犯に当たらないケースでも被害申告できてない案件が多いといわれています。日本では、申告しない被害者はケアもされていかないということです。

町 同意がない¹ 性行為は犯罪に成り得ることが明確になったことは大きな変化だと思いますが、

川本 強制性交等罪と準強制性交等罪を統合して「不同意性交等罪」になり、構成要件が変わったことが大きいです。これまでの強制性交等罪は被害者の抵抗を著しく困難にする程度の暴行や脅迫が

必要で、準強制性交等罪は心神喪失や抗拒不能な状態とされますが、10年程の間はほぼ使われることのない法律でした。なぜなら、誰かと一緒にお酒を飲んだ時に意識を失い、何かやられたと思っても、すぐに警察に駆け込んで証拠採取をしてもらう人などいないからです。心身喪失の人が犯行途中の証拠を保存できるわけはなく加害者が否認したら終わりです。ただし現在はスマホの普及に伴い写真や動画を撮る加害者が増えて証拠が残り、立件が可能になりました。

町 被害者は暴力や脅迫がなくても恐怖で抵抗できなくなると思います。「不同意」に関して教えてください。

川本 暴行や脅迫がなければ、同意がないことが分かっています、強制性交等罪には該当しませんでした。今回の不同意性交等罪の「不同意」は被害者の内心ではなく状態です。その状態は被害者が同意しないという意思を形成することが困難、表明することが困難、全うすることが困難のいずれかです。暴行や脅迫、アルコールの作用、睡眠、拒絶するいとまを与えない、あと経済的、社会的関係上の地位を利用することなど、8つ処罰要件が明確化されています。

●子どもへの性暴力

町 構成要件の明確化に加え、公訴時効も延長されました。

川本 強制性交等罪は10年から15年に、強制わいせつ罪は7年から12年になります。さらに18歳未満の未成年時に被害に遭った場合はカウントが成年に達した時の18歳からになるので、不同意わいせつ罪は12年を足して30歳まで時効が成立しないということになります。

町 子どもの頃の性被害の場合、自分の身に起きたことが理解できずに、大人なつてようやく声を上げられたという人もいますね。

川本 公訴時効の延長により、被害者がいかに長期間被害申告できないものか分かっていくと思います。被害申告を受けて警察が被害届を受理し、証拠をそろえて検察に送り、不起訴にせず裁判所までいく案件は非常に限られています。つまり裁判所は検察官が起訴した証拠もそろっているケースしか見なくて、かつ学者が見るのは判決が出たケースです。見えてくる世界が全然違うんです。

町 未成年へのグルーミングが大きな問題になっています。

川本 これまでは被疑者がS

Sなどを悪用して未成年を手なづけようとしていることに親が気付いて警察に相談しても、まだ犯罪ではないと追い返されてきました。しかし今回の法改正で面会を要求している段階で警察が介入できるようになります。うまくスマホを押収できれば、余罪も出てくるかもしれません。またわいせつな画像を要求しても犯罪になります。なお、グルーミングについては、ペットのグルーミングと紛らわしいため、「チャイルドグルーミング」や「性的グルーミング」と呼ぶべきだという声も上がっています。

町 子どもに対する性犯罪に関しては、ジャーニー喜多川氏による長年にわたる所属タレントへの性被害が問題になっています。男子の被害者は声が上げづらく把握が難しいのではないのでしょうか。

川本 未成年の男子に対する性犯罪自体は以前からあったと思いますが、普通の大人が子どもを可愛いと感ずるのは異なります。元から男子も危険なのです。男子は自分が被害者になる可能性を自覚していなかった。女子の場合、親から外で下着が見えてはいけないうとか、スカートめくりされたら先生に言いなさいと教えられて、

それらが重大なことなんだと理解できます。一方、男子のズボン下ろしに対しても、親は悪ふざけ程度にしか捉えず、学校も加害者に注意しなかったりすると、変質者や性暴力の被害に遭った時に、親に言うべきかどうか判断がつかず、被害申告が遅れてしまうことがあります。

町 性別にかかわらず自分を守るための教育が重要ですね。

川本 今、文部科学省は「いのち生命の安全教育」*2を小学校で毎年行っています。例えば水着で隠れる部分はプライベートゾーンであることなどです。そこを超えて同意のない性交をしてしまう人は、それが理解できていない。

町 加害者は、罪の意識はないのでしょうか。

川本 加害者の更生や矯正教育に取り組んでいる弁護士もいますが、本当に罪の意識が皆無という人間がいるのは事実です。いたずら程度としか考えていない加害者は大勢います。むしろ膝に座らせてかわいがっているのだから相手は喜んでいっていると思います。グルーミングの加害者は優しいのが特徴です。子どもからすれば、無条件の受容や共感、そして肯定をしてくれる。勉強しなさいしか言

* 2) 文部科学省「生命の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anken/index2.html

われない親などと違い、繰り返して「かわいいかわいい」と言葉をかけてくれて君の味方だという相手に、思春期の子どもが心を許してしまうことは不思議ではありません。

町 大人でさえ甘い言葉でまされるロマンス詐欺もありますし、子どもが相手の本性を見抜くことは難しいですね。

川本 一見自分のやることを全部受け入れ味方してくれる包容力のある大人が、自分を性的な目で見ていてなんて思ってもいいない。嫌われたくないという思いがあるので逆らうこともできません。そして、加害者側は不特定多数の相手にメッセージを送っているの、一人や二人とやりとりが上手いかなくても気にしません。手っ取り早く何とかできそうな子にターゲットを絞ればいいからです。

町 被害に遭わないためにはどうしたらいいのでしょうか。

川本 性暴力がどういふものがあり、やってはいけないことなんだと、小さな時から教える必要があると思います。そして、グルーミングによる性被害を防ぐためには普段から親子間でコミュニケーションを取って、リスクをきちんと伝えていく必要があります。

●被害者のために

町 川本さんが被害者の方と向き合う時に心がけていることは。

川本 必ず一度は被害者が見たこと、言っている世界が見えるぐらいまで憑依^{ひょうい}して考えるようにしています。その人が言っていることと客観的な事象とのどこに隔たりのあるのか、ここは解離でも思い出せないんだとか、なるべく正確に像を結べるようにしています。最も有益な証拠は、その人の供述ではなく、その人の脳内にある認識や記憶です。もちろん弁護士としてやれないことに対して期待を抱かせてはいけませんので、法的な見立てはきっちり出します。**町** 川本さんが描く未来をお聞かせください。

川本 尊厳を傷つけられた程度が、性的自由の侵害の程度だと思えますので、その傷付きの度合いに見合った構成要件の法律が作られるといいなと将来的には思っています。次の改正までは今の法律を最大限に使って、被害者の思いを法律の言葉に変換し、裁判官や検察官に伝わる言葉にして届け続けていきます。協力弁護士を務めているSARC東京では最初に被害者の電話相談を受けて、面談を

して、弁護士につながるのが適切なのか、警察に持っていったら大丈夫か、とにかく早くアフターピルなのかなど、全て支援員が判断します。弁護士の私が関わるのは法的な部分ですので、脇役だと思っています。だからこそ、被害者の気持ちを分かりたいと思いつけること、分かるまで努力を続けること、そして自分は決して分らないという謙虚な気持ちを絶対忘れないようにしたいです。



●『性暴力救援センター・SARC東京』



※後記 加害者の矯正には関心がないと言い切る川本さん。その理由は性被害や性暴力が幅広く、被害者の傷付きを法律に全て反映することは自分が生きているうちには難しいと考えているから。「自分の力を過信せずにあくまでも弁護士としてできることをやる」弁護士の矜持^{きやうじ}を感じたインタビューでした。